

## 野坂泰司

のやな・たけし 学院教諭、政治家。専門は憲法学、日本外交史。著書に『憲法解説』(岩波新書)、『世界憲法』(岩波新書)など。

# 憲法は変わったのか

## 〈憲法の解釈〉と〈憲法の変化〉

■集団的自衛権の行使容認に係る「新解釈」の成立

ところが、安倍内閣は、七一闇議決定により、憲法九条の下でも集団的自衛権の行使は容認されるという見解を打ち出し、あっさりと從来の政府解釈を変更してしまった。この憲法解釈の変更に対しても既に多くの批判が寄せられてしまつたが、ここで注意を要するのは、一般論として言えば、政府が従来の政府の憲法解釈を変更することは自体は許されないわけではないということである。問題は、その解釈変更(変更後の新たな解釈)が当該条項の解釈として妥当なものであるかどうか、すなわち、制憲者の意図=当該条項の趣旨・目的に反する」といふことである。問題は、その解釈変更(変更後の新たな解釈)が当該条項の解釈として妥当なものであるか、補充するものであるかどうかの一点に尽る。このようないくつかの観点から見るとき、今回の安倍内閣による憲法九条解釈の変更が解釈として許される限度を超えた不当なものであることは明白である。

安倍内閣は、この七一年見解の①と②を「基本の論理」と称し、それを、「わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」今日の事態に「あてはめる」と、七一年当時の上記③とは異なる結論——すなわち、同盟国等に対する外国の武力攻撃を阻止するための集団的自衛権の行使も憲法上許される——が導かれるとして主張する。しかし、これは無理筋といふものである。

第一に、七一年見解の①②にいう「自衛の措置」とは個別的自衛権の行使を指している。歴代政府は、憲法九条、国際紛争を解決するために武力を行使しないという原則を定めたものと捉えつつ、自国防衛のための個別の自衛権の行使としての武力行使だけは例外であるという解釈論を展開してきた。①②の「自衛の措置」の中に集団的自衛権の行使も含まると解することは牽強付会の誹りを免れない。これに対し横島内閣法制局長官は、国会審議の中で、七一年の「政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる」と(二〇一五年三月二十四日衆議院外交防衛委員会)と強弁している。しかし、七一年見解の当の作成者が正反対のことを証言しているにもかかわらず、それを無視して、あえて「政府見解そのものの組立て」に着目して独自の主張を繰り広げるようにな

安倍内閣は九条解釈の変更にあたって、同条が本来どういう規範的意味を有する条項であったか、その趣旨・目的は何を一切問っていない。ただ単に、一九七一年の政府見解と

一九五九年の砂川事件最高裁判決を援用するのみである。はたして、このような政府見解や最高裁判決は今回の九条解釈の変更を正当化する根拠たりうるであろうか。

まず、七一年見解は、それまでの政府見解を踏襲し、その上に立つて、憲法上集団的自衛権の行使が許されない所以を説明したものである。すなわち、①憲法は自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置を執ることを禁じていない。②しかし、平和主義を基本原則とする憲法がこの自衛の措置を無制限に認めていたとは解されず、それは、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるところ急迫不正の事態に対処し、國民のこれららの権利を守るためにやむを得ない措置としてははじめて容認されるものであるから、その措置はこの事態を排除するため執られるべき必要最小限度の範囲にどまるべきものである。③そつだとすれば、憲法の下で武

ことは、重要な憲法解釈を示した政府見解の読み方として到底許されるものではない。(い)めで文言自体ではなく文言を用いた者の意圖が重要であることを強調しておきたら。

第二に、仮に七一年見解①②の「自衛の措置」に集団的自衛権の行使が含まれるとすると、「必要最小限度の範囲」であれば集団的自衛権の行使も許されるということになってしまふであろう。しかし、七一年当時もそれ以後も政府はそのようなことを容認していない。「自衛の措置」が「必要最小限度の範囲」にどどまらねばならないというのは個別の自衛権の行使に関してのみ説かれてきたことである。集団的自衛権の行使はそれ自体が「必要最小限度の範囲」を超えると考えられていたのである(一九八一年五月二五日第九回国会答弁書)。この点からも、七一年の「政府見解そのものの組立て」を根拠に集団的自衛権の行使を正当化するとは許されないとが分かるであらう。

(1) 奥平・山口編前出注(8)、長谷部恭男・杉田敦編「安保法制の何が問題か」(岩波書店、二〇一五年)、長谷部恭男編「検証・安保法案」(岩波新書、二〇一五年)、木村草太「集団的自衛権はなぜ違憲なのか」(墨文社、二〇一五年)等参考に遺る。

(2) この点については、小西洋之「私たちの平和憲法と解釈改憲のかぶれ」(八月書館、二〇一五年)「四国民が語る」。

出典:「世界2016年8月号」(岩波書店)より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## 参議院憲法審査会での会派意見表明

■参憲法審査会 平成28年11月16日（抜粋）

### ○白眞勲君

特に、この集団的自衛権の解釈変更は、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えという、法解釈ではない単なる不正の手口によるものであることが安保国会で完全に立証されていると感じます。

つまり、安倍内閣は、解釈変更の唯一の合憲の根拠として、昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使を容認する憲法九条解釈の基本的な論理が明確に示されていると主張していますが、この見解の作成者である吉國一郎内閣法制局長官による、作成契機となった僅か三週間前の、憲法九条の下では個別的自衛権しか行使できず、集団的自衛権行使は違憲との国会答弁などからは、どこをどう読んでも安倍内閣の読替えは正当化し得ないのであります。

この点、安保国会においては、濱田邦夫元最高裁判所判事が、日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできない、読みたい人がそう読んでいるだけあって、裁判所に行って通るかといえば、通らない、法匪というあしき例であるなどと陳述し、宮崎礼壹元内閣法制局長官においても、黒を白と言いくるめる類いなどと述べ、それぞれ明確に違憲と断じているのであります。

ここで先輩、同僚議員の皆様に申し上げます。

私たち全議員は、憲法九十九条によって憲法尊重擁護義務を負っています。そして、国会法百二条の六は、憲法審査会の役割を、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行うとしています。すなわち、我が国の憲法審査会は、改憲の議論の前に、そもそも憲法違反や立憲主義、法の支配の在り方を調査する委員会でなければならぬのであります。

この点、自民党及び公明党も賛成の上、成立した平成二十六年六月十一日の我が参議院憲法審査会の附帯決議第一項及び第二項については、立憲主義及び国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原理に基づいて徹底的に審議を尽くすと明記し、これら憲法と国会法の条項の趣旨を我が審査会の任務として明記しているのであります。

法解釈ではない不正の手口による解釈変更とそれに基づく安保法制を放置して、我が憲法審査会が改憲の議論を行うことは絶対に許されません。私は、良識の府、参議院の存立に向けて、我が憲法審査会が国民のための憲法保障機能を全うするよう皆様に呼びかけていくつもりであります。

### ○福島みずほ君

安倍政権は、戦後長年にわたり積み上げ、確認をしてきた政府見解をねじ曲げ、安保関連法、戦争法案を国会に提出し、強行採決をしました。このことは立憲主義を踏みにじるものであり、憲法への冒瀆です。自らの政府見解をねじ曲げたことに重大な問題があります。

政府は一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの立場を取ってきました。二年前に一転して行使できると唱え始めたときの論拠は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した一九七二年、昭和四十七年の政府見解です。ところが、この見解の結論は、集団的自衛権は行使できな

いといふものです。その文章を変えることなく、解釈を百八十度ひっくり返しました。

安倍政権は、一九七二年見解の中に、行使容認の法理としては当時から含まれていたと答弁をしました。しかしながら、一九七〇年以降の歴代政権も、内閣法制局長官、幹部も、行使はできないと答弁し続けてきました。一九七二年見解の作成者たちは、国会答弁で集団的自衛権の行使を全否定しています。

一九七二年九月十四日、吉国内閣法制局長官は、我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動は取れないこと、これは私ども政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておると答弁を明確にしています。

同じく一九七二年見解の決裁者である真田次長、角田部長も、その前後の国会答弁で、集団的自衛権行使は憲法違反であるとしています。一九七二年五月十二日、真田次長は、よもや憲法九条がこれを許しているとは思えない。一九八一年六月三日、角田部長、当時は内閣法制局長官ですが、国会でこう述べています。集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。集団的自衛権の行使は一切できない、日本の集団的自衛権の行使は絶対にできないと。

もう一つの一九七二年見解があります。一九七二年政府見解で同じ国会質問を受けて当時の防衛庁が作成し、内閣法制局に国会提出の決裁を仰ぎ、吉國長官たち三名が署名押印した防衛庁政府見解も集団的自衛権の行使は違憲としています。

さらに、当時務わった役人の証言もあります。一九七二年見解の作成に内閣法制局第一部長として当時関わり、後に法制局長官も務めた角田禮次郎さんは、共同通信の取材に答え、七二年見解にある外国による武力攻撃の対象には米国などの同盟国も含まれるのかと聞かれ、攻撃対象は日本のこと、同盟国のこととは考えてなかったと明快に答えています。これは、二〇一六年七月一日、共同通信全国配信で書かれています。

一九七二年当時の様々な文書によっても、一九七二年前後の政府答弁によても、現在御健在の方の証言によても、いかなる角度からも一九七二年見解は集団的自衛権の行使を政府が認めたものではありません。なぜ安倍政権は一九七二年見解が集団的自衛権の行使を盲外に認めていると強弁できるのでしょうか。この問題が極めて深刻なことは、政府自身の見解を政府が後から解釈を捏造し、ゆがめてしまっていることです。これでは、政府の見解など全くないがしろにするものです。

憲法がいかようにも時の政権によってねじ曲げられ違憲を合憲とし得るのであれば、憲法は憲法の意味を成しません。憲法の最高法規性を安保関連法、戦争法は踏みにじっています。憲法が憲法でなくなれば、国会は何を根拠に法律を作るのでしょうか。内閣は何を基に行政を行うのでしょうか。裁判所は何を根拠に裁判を行うのでしょうか。

憲法改正をしても、その憲法を政府が遵守しないのであれば、憲法改正の意味もありません。総理や国会議員がいつでも憲法を解釈によって破壊してしまうことができるのであれば、改憲を議論する意味もなくなってしまいます。改憲を論ずる資格はありません。

私たちは、改憲を議論する前に、破壊された憲法を取り戻すべきではないでしょうか。改憲を議論する前に、憲法違反の安保関連法、戦争法の憲法適合性を議論すべきです。そのことなくして改憲の議論をしてはなりません。

社民党は、憲法審査会で安保関連法、戦争法の憲法適合性を議論することを強く求めます。

# 国会答弁等資料

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■189-参-外交防衛委員会-21号 平成27年06月11日

○小西洋之君 ・・・四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときですね、そういう理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といいましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会-6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 今、横畠長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の（2）番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理についてこの四名の頭の印があるからこれが昭和四十七年政府見解の印に當時書き込まされたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスかノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となるい、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者ほど持つていていたであろうというお答えをしておられるわけでございます。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

1

昭和47年政府見解の「読み替え」 平成27年3月24日

■189-参-外交防衛委員会-3号 平成27年03月24日

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということです。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

昭和47年政府見解の読み替えの根拠となる資料が存在しないことを示す国会答弁

■参外交防衛委員会 平成27年04月02日

○小西洋之君 この外国の武力攻撃という言葉、この言葉に我が国に対するという限定を昭和四十七年当時付けなかった理由は何ですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時、私がこれを担当したわけではありませんし、その辺の意図について記録も残っておるわけではございませんが、現に、この昭和四十七年の政府見解において、まさに外国の武力攻撃という記述になっているということでございます。

昭和47年政府見解の前後に、政府見解等が存在しないことを示す国会答弁等

■限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問に対する答弁書（平成27年5月15日答弁128号 小西洋之議員（参））

質問： 昭和四十七年政府見解の決裁日以前に限定的な集団的自衛権があることを法理として認め、それを示した政府見解に係る文書や議事録等は存在するか。

答弁： お尋ねの昭和四十七年十月七日以前に政府としてこのような内容を示した文書、国会における答弁等が存在するとは承知していない。

■参外交防衛委員会 平成27年5月19日

○小西洋之君 昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（内閣官房国家安全保障局） そのようなものはないと承知しております。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

2

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## 昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■69閉-參-決算委員会-5号 昭和47年09月14日

(1)

○説明員（吉國一郎君） これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思います。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のために必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するというところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のために必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るために最小限度の行動だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動といふふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありますても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるというところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしますならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するきりきりのところだという説明をいたしておりますが、そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございませんでも、これは憲法上行使する事とは許されないということに相なると思います。

(2)

○説明員（吉國一郎君） ・・・日本の憲法第九条では、先ほどおっしゃいましたように、国際紛争解決の手段としては武力の行使を放棄しております、自衛権があるかどうかということも問題だと仰せられましたが、その件につきましては、少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされてお

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年9月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

ります。その自衛権を持っているというところまでは最高裁の判決において支持をされておりますが、これから先が政府の見解と水口委員やなんかの仰せられますような考え方との分かれ道になると思います。先ほど私が申し上げましたのは、憲法前文なり、憲法第十二条の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵害され、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るために、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばイジテビティアル・セルフディフェンスの作用しか認められないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませんけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

(3)

○説明員（吉國一郎君） ・・・平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。で、その場合に、外國による侵略に対して、日本は全く國を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になると思います。そこで國を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は——十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外國の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外國の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても外國の侵略が防げないこともあるかもしれません。これは東洋の国際社会の範ではないかということになるかと思いますが、その前に「いかに侵略が現実に起った場合に、これを如何に防ぐか」という問題が出てきます。その場合は、「生命、自由及び幸福追求に対する國の尊重」が尊重されるべきが示される点それが最も、その場合に、自衛のために必要な措置をとることを憲法が許すものではある、というのが憲法第九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根柢でございます。その論理から申まして、集団的自衛の権利という、占領を用ひる手段でなくして、他國が 出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年9月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされると侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の指針が発動するのだ、という説明からそうなったわけでございます。

(4)

○説明員（吉國一郎君） 政策論として申し上げているわけではなくて、第九条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るという説明のしかた——先ほど何回も申し上げましたが、その論理では、わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする、そのないようにするというのは非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていいう説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛といういは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になって初めて自衛のための自衛権が発動できるといふ、自衛のための措置がとり得るということでござりますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があったとして、その国が侵略されたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだとということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでございます。

5

(5)

○説明員（吉國一郎君） 国際法上の観念としての集団的自衛権、集団的自衛のための行動というようなものの説明として、A国とB国との関係が一定の緊密な関係にあって、そのA国とB国が共同防衛のための取りきめをして、そしてA国なりB国なりが攻められた場合に、今度は逆にB国なりA国なりが自国が攻撃されたと同様として武力を行使する、その侵略に対して。そういう説明は、国際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだと思います。ただ日本は、わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読みても自衛のための行動はとれないと、平たく申せばそういうことだらうと思います。憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、先ほど來何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自國を防衛するために必要な措置をとるといういは、憲法九条でからうじて認められる自衛のための行動だということでございまして、他の侵略を自國に対する侵略と同じように考えて、それに對して、その他の国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるといふところは、憲法第九条では容認してはおらないという考え方

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

でございます。

(6)

○水口宏三君 ・・・日本は集団的自衛権を行使しないというのは、これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃないですよ。この点、条約局長いかがですか。

○説明員（吉國一郎君） ・・・平和条約の五条のC項でござりますか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持っているということは確認をしております。その自衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということで、条約上うたわわれておりますが、これは国際法上の問題として、日本が自衛権を持っている、その自衛権といういは個別的及び集団的なものであるということを国際法上うたったわけでございまして、憲法上こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならない。憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだといふことが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

(7)

○水口宏三君 それでは、私ももう一回。あとで統一見解を伺いたいんでございますけれども、どうもいままでの御答弁を伺っていると、少なくとも国連憲章五十一條の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九条に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになった、あるいは憲法の前文まで引用なさった、それらを含めて、何で憲法第九条というものが集団的自衛権の行使を——自己抑制とおっしゃっているが、禁止でしよう、禁止していると見ていいんでしょうか。禁止しているのか、その点をもう少し文書で明確にしていただきたい。今までの論議では納得できないんです。いま申し上げたような五十一條における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、九条、十三条、それから日米安保条約、これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止されているということをもう少し国民にわかりやすく言っていたいんですね。おそらくきょうの論議を聞いて国民は何が何だかわからないわけです、このままでは。自己抑制だなんて——自己抑制といふのは、私非常に主觀的なものであって、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございましょうが、これは単なる

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

解釈の問題ではないと思うんですね。その点明確にひとつ文書でもって御回答いただきたいんでございますけれども、増原防衛庁長官いかがでしょうか。

○国務大臣（増原恵吉君） なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたしましてお答えをいたします。

この際申して恐縮ですが、先ほど海外派兵の統一解釈と申しますか、一週間ぐらいと申しましたが、いまもお話を聞いておって、これは両者まことに一体のものでございまして、約一ヵ月ぐらいの御猶予をいただきたいということで、解釈を申し上げる……。文書をもってやることはよろしゅうござります。文書でお答えをさせることにいたします。

昭和47年5月12日 真田次長答弁

■ 68-参-内閣委員会-11号 昭和47年05月12日

(1)

○政府委員(真田秀夫君) 日本国憲法の条章には、どこを見ましても、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権はないということを明文をもって書いてある個所はございません。これは御承知のとおりでございます。問題になるのはやはり憲法九条でございまして、九条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということをいっております。これが憲法九条の文言でございます。しかしその文言にもかかわらず、日本国はやはり独立主権国といたしまして、自国の安全を放棄しているわけではない、国民の安全、国家の安全を放棄しているわけではなくて、やはり平和のうちに、国民はすべて平和のうちに生存する権利があるぞということは、これは憲法の前文にも書いてございます。そういう規定を踏まえまして憲法九条を読みますと、そうすると、わが国に対して直接に急迫不正の外国からの侵害があった場合に、日本の國家の安全を懸念にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはとうてい考えられませんので、そこで、独立国家として自衛の権利はあると、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところがそもそも議論の出発点でございます。そういう議論の筋道といたしまして、そこで先ほど申しました個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは、これもおそらく条約局長から御説明があったと思いますけれども、わが国自身に対する攻撃がない、第三といふことですか、他國に對する侵害があった場合に、その他國がわが国とかりに連帶的關係にあるからといって、わが国自身が侵害を受けた場合にわが国が自衛権を行使する場合を除いて、憲法九条が許しておらず、憲法九条が許しているのはせいぜい最小限度のものであって、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するために必要最小限度の攻撃に限って行なっても

出典：国会会議録等より 小西洋之事務所作成  
平成 29 年 9 月 8 日 参議院予算委員会 民進党・新政治小西洋之

よろしいと、いわゆる自衛権発動の三要件とか、三原則とか申されておりますけれども、そういうものに限って、そういう非常に限定された態様において、日本も武力の行使は許されるであろうというのが政府の考え方でございます。

(2)

○政府委員(真田秀夫君)　・・・かりにわが国が集団的自衛権の行使を行うことを行なっても、外国はわが国をして国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはないということだろうと思ひます。これは国際法の面でござります。そこで、それが国際法の面でござりますが、国内的に、わが国がどういう形で武力を行使するかと、どういう場合に武力の行使が許されるか、あるいはまた禁止されるかということはわが国の憲法がきめているところでございまして、そこで憲法の話を先ほど申しましたが、一口に自衛のためには武力を行使してもいいんだというふうには申しておらないわけでございまして、そのためには三要件のもとにおりてのみ許されるというのが憲法のきりぎりの解釈であると、かように言つてゐるわけでございます。

(3)

○政府委員(真田秀夫君) 個別的自衛権と集団的自衛権とが自衛権という形では同じものである、その行使の態様において、あるいは要件において違っているというふうな見方をするか、あるいは違う権利であるというか、これは概念のしかただらうと思います。要は、結局独立主権国として自衛権がありますと、これは先生もお認めになったとおりでございまして、これは国際的にも通用する。そのことは国連憲章五十一条にも明記してございます。それで、それをわが国の立場として、わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだらうというふうに解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない、これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というのが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られる、こういうことにならうかと思います。

(4)

○政府委員(真田秀夫君) ・・・ 私たちが三原則と言っているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような御質問があつたかと思いますけれども、私たちはそうじゃござ  
ん。

出典：國公会議録等上り小西洋之事務所作成  
平成22年3月2日 会議録手稿委員会 原浩一郎 植村信一

ざいませんで、およそ我が国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働きまして、結果としてこれは個別の自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明白白々であろう、こういうふうに考えるわけであります。

#### 昭和56年6月3日 角田長官答弁

■94-衆-法務委員会-18号 昭和56年06月03日

(1)

○角田(禮)政府委員 ちょっと別の例で申し上げて恐縮でございますが、いわゆる個別の自衛権、こういうものを我が国が国際法上も持っている、それから憲法の上でも持っているということは、御承認願えると思います。

ところが、個別の自衛権についても、その行使の態様については、わが国におきましては、たとえば海外派兵はできないとか、それからその行使に当たっても必要最小限度というように、一般的に世界で認められているような、ほかの国が認めているような個別の自衛権の行使の態様よりもずっと狭い範囲に限られておるわけです。そういう意味では、個別の自衛権は持っているけれども、しかし、実際にそれを行使するに当たっては、非常に幅が狭いということを御了解願えると思います。

ところが、集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでござりますから、ご回でございます。ですから、持っていると言つても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけでございます。したがつて、個別の自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持つていようが持つていまいが同じだということを申し上げたつもりでございます。

○角田(禮)政府委員 これは、たとえば日ソの条約とか安保条約で、一つの条約技術論としてはということで高島政府委員が答弁しておりますけれども、日本は集団的自衛権を持たないというような書き方もできるかもしれませんということも言っています。しかし、それはあたかも、わざわざソ連やアメリカに、私どもの国は集団的自衛権を持っていませんということを約束するというか、そういう意味で、独立国家として、主権国家としてそういう条約というものは恐らく書き方として非常に不適当であろう、そういうことで、ソ連との宣言でも、また安保条約でも、両方が確認をするということになっているわけです。その根源は、先ほど来申し上げているように国連憲章の五十一条にさかのぼることができるわけでございますから、いわば独立の主権国家であるということを世界に宣明する、そういう意味では意味があると思います。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対に行きないわけでありますから、そういう意味では意味がない、こういうことになると思います。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

○角田(禮)政府委員 ・・・むしろ、集団的自衛権というものは持っているのだ、国際法上は持っているのだ、しかし、わが国は憲法で、それは全然行使しませんよということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしているという方が、どうも私は日本国の立場としていいのじゃないかという気がいたします。

■98-衆-予算委員会-12号 昭和58年02月22日

(2)

○市川委員 ちょっと私の質問に答えていないのではないかと思うのですが、要するに、いまの憲法では集団自衛権は行使できない、これは政府の解釈である、こうおっしゃつておるわけでしょう。その解釈を集団自衛権は行使できるという解釈に変えるには、これは憲法の改正という手続を経なければその解釈は変えられませんねといま聞いているのです。どうですか、その点は。

○角田(禮)政府委員 私は、憲法の改正というものを前提として答弁申し上げることを差し控えたいと思って、実は先ほどあるような答弁をいたしましたけれども、それでは、全く誤解のないようにお聞き届けいただきたいと思いますけれども、ある規定について解釈にいろいろ議論があるときに、それをいわゆる立法的な解決ということで、その法律を改正してある種の解釈をはっきりするということはあるわけでございます。そういう意味では、仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがつて、そういう手段をとらない限りできませんということになると思います。

○市川委員 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## 安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

### 濱田邦夫 元最高裁判所判事

■189 - 参 -我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 - 1号 平成27年09月15日

#### ○公述人（濱田邦夫君）

それで、今回私も初めて目にした資料が、そのとき防衛庁というところが「自衛行動の範囲について」という見解をまとめて、それを法制局の意見を求めたということでございまして、手書きのところには防衛庁とあります。ワープロに打ち直したところは防衛庁という記載がございませんけど、いずれにせよ、これは防衛庁のものとして認められて、そのとき国会にも出されています。

この四十七年の政府見解なるものの作成経過及びその後の、その当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃といふものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読めば、「したがって」というその第三段でそこははっきりしているわけで、それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えるというのは、非常にこれは、何といいますか、法理という言葉がございますが、つまり、法律、字義を操って法律そのもの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあらしき例であると、こういうことでございまして、とても法律専門家の検証に堪えられないと。

○蓮舫君 まず、今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。

○公述人（濱田邦夫君） 違憲です。

○蓮舫君 よく分かりました。

そして、もう一点、昭和四十七年の政府見解。私、何度も何度も音読して読んだのですけれども、どう考へても政府の答弁が分からぬんです。この四十七年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれていたと、含まれていると読めるんでしょうか。

○公述人（濱田邦夫君） それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、本当にそう読むかといふと、これは全く見ておらずしての読みたくないけれども、それは書かないで下さい。

○蓮舫君 この四十七年政府見解、外国の武力攻撃、これを読み替えているんですね、政府は。この読み替えは法的な論理として認めるることは、これは困難と解していいでしょうか。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

○公述人（濱田邦夫君） 日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできないと。それだけじゃなくて、先ほど申し上げたように、これは起案されて僅か二日でこの見解なるものができて、それをぱくっと時の内閣、これは田中角栄内閣になるんですか、が認めているということで、閣議決定があったわけではなくて、その法制局の意見をそのまま政府見解としたというだけの話ですね。

それで、その後の国会での審議の状況を見ますと、この作成に携わった方々が海外派兵ということは全然視野に入っていませんということを何回も確認をしているわけで、それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った、今お手元に差し上げた文書で、海外派兵は憲法の枠外だよとはっきり言っているわけですよね。それを今更そこにあったというの、先ほど申し上げたように法則的な発想でしかありません。

### 宮崎礼壹 元内閣法制局長官

■189 - 参 -我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 - 13号 平成27年06月22日

#### ○宮崎参考人

次に、四十七年政府意見書とはどういうものかであります。

限定的な集団的自衛権なら合憲であり得るという主張は、まず、四十七年意見書の文言自体に反します。同意見書は、結論として、「したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」としているのであります。留保なしに論理的帰結として記述しています。どうしてこの文書を集団的自衛権容認の根拠として使えるのでありますか。

文言に反するさらなる点を指摘します。

同意見書は、九条も、我が国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでを放棄していないことは明らかであるが、しかしながら、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、身体、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると指摘しています。

この部分は、昨年七月一日の閣議決定にもそのとおり引用され、「この基本的な論理は、憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない。」と言われています。

この「外国の武力攻撃」とは何を指すかであります。外国とは相対的な概念でありますから、その後に「国民」とありますので、それとの関係において考えるしかありません。つまり、外国の我が国に対する武力攻撃によつて我が国民のと読むしかないのであります。

四十七年意見書と同趣旨を述べている平成十六年六月十八日答弁書とい

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

うのがありますて、そこには、「外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が」と言っています。これは同じことなんですが、これを見れば、外部から我が国に向けてなされる武力攻撃のことだけを指していることはより明白であります。

ところが、現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対すると明白には書かれていませんから、「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。同年意見書における集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くないと思います。

さらに、四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の庄重的な経緯に明らかに反します。

まず、四十七年意見書がなぜ参議院決算委員会に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年五月と九月に、野党の水口委員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権についての論争を挑みました。これに対して当時の真田次長、吉國長官は、最高裁の砂川判決で自衛権が承認されておりと紹介しつつ、ある他国が仮に我が国と連帯的関係にあったからといって、我が国自身が侵害を受けたわけがないにかかわらず、我が国が武力をもってこれに参加するということは、よもや憲法九条が許しているとは思えない、論理の帰結として、いわゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりと繰り返し答弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確に文書で回答願いたいとの要求があり、それに対して政府の回答として出されたのが、この四十七年政府意見書なのであります。だからこそ、その意見書は、冒頭に、政府は、従来から一貫して、いわゆる集団的自衛権を行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであって許されないと立場に立っているが、これは次のような考え方に基づくものであるとの書き出しをもって始まっているのです。

さて、四十七年見解の後について見ても、集団的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反するというのが政府の一貫した明示の立場であります。一例だけ申し上げます。

平成十六年六月、先ほど申しましたように、島聰議員という方から質問主意書が出され、政府から正式な答弁書が出されております。同議員は、ちょっと省略しますが、「場合を限局して」、限って「集団的自衛権の行使を認める」という解釈をとることはできないか。と質問しているのですが、同答弁書は、先ほど述べたとおり、四十七年政府意見書とまさに同一の論理でこれ

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

を否定しているのであります。

今回の法案は、昨年の閣議決定で決めた「我が国の存立が脅かされ、」云々を存立要件と称し、集団的自衛権の行使が限定的である歯どめだとしています。しかし、いわゆるホルムズ海峡の答弁や、米軍の存在が我が国の死活的利益であるとの外務大臣答弁を見れば、この要件が何らの歯どめになっていないことは既に明らかになっていると私は思います。

最近、政府当局者は、自国を守るために集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、後者をフルスペックの集団的自衛権と称し、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。また、自国の利益とかかわりのない、あるいは希薄な集団的自衛権などというものがかつて主張されたことがあったでしょうか。どの国も、自国の死活的な利益にかかわると称して集団的自衛権行使の軍を出しているのであります。

かようなものだけをフルセット集団的自衛権と定義するなどは虚構であり、まして、四十七年政府意見書を含む累次の政府見解が違憲と言ってきたのはこのフルスペックの集団的自衛権のことであったなどというの、歴史を基に歪曲するばかりか、仮にそうであるならば、従来の政府解釈を変更したというみずからも矛盾との矛盾も生むものであります。

以上、集団的自衛権の行使問題は、認定を待するものと看做して、日本政府見解は「極めて少ないと見る」として内閣としての政府見解が、憲法九条に違反する恐れがあると指摘されるべきものであることを述べました。

#### 伊藤真 日弁連憲法問題対策本部副本部長

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会-17号 平成27年09月08日

#### ○参考人（伊藤真君）

政府が憲法上許されるとする根拠が昭和四十七年の政府意見書と砂川判決であります。共に根拠となるという論証がなされていません。

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことは、元内閣法制局長官であった宮崎礼壹参考人が言うように白を黒と言いくるめるようなもので、あり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛省政府見解によって完全に否定されているものであります。

さらに、時代が変わったのだから自衛の措置として限定的な集団的自衛権までは認められるようになったのだと解釈することは、時代の変化による必要性が生じたから、これまで認めてこなかった武力行使を必要性だけで認めてしまうということを意味します。法的安定性が根底から覆されるものであります。

出典：国会会議録等より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

しかも、昨年の七月一日閣議決定では、四十七年見解の中核部分であるところの、しかしながら、だからといって、平和主義を基本原則とする憲法が自衛の措置を無制限に認めているとは解されないのであってという重要な記述をあえて脱落させています。

必要があれば自衛の措置として何でも容認してしまうというこの解釈を許してしまうことは、武力の行使と交戦権を否定した憲法九条をなきものとし、政府に戦争の惨禍を起こさせないようにするために憲法で軍事力を統制した立憲主義に真っ向から反しています。この四十七年意見書は、合憲性的根拠にはなり得ないものであります。

#### ■衆平和安全特別委員会（平成27年6月22日）

○宮崎参考人 最近、政府当局者は、自国を守るために集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、後者をフルスペックの集団的自衛権と称し、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。

【解説】元内閣法制局長官による参考人意見である。また、同じく元内閣法制局長官であられた大森政輔弁護士も法律誌の対談誌面において、「これは、よくよく見ると先制攻撃なのです。」との見解を示されている（ジュリスト有斐閣2015年7月）。（なお、宮崎参考人の答弁中の「フルスペック」との用法につき、安倍内閣は限定的な集団的自衛権を含めたあらゆる集団的自衛権の母集団をフルスペック（フルセット）と呼称しているところである。）

#### ■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

#### ■会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第二十条 会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により國の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

2 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

3 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、隨時、国会及び内閣に報告することができる。

第三十四条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

#### ■185-参-決算委員会-1号 平成25年11月25日

○小西洋之君 会計検査院法二十条三項でございますけれども、仮に、我が国のどこかの役所が憲法に違反するような支出を行っていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるんでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 仮に憲法に違反する行政の支出があった場合は、合規性の観点からの検査対象となり得ると考えております。

#### ■189-参-決算委員会-6号 平成27年04月20日

○小西洋之君 一般論として、行政の支出が憲法違反か否かは会計検査院が主体的に判断するのでしょうか。

○会計検査院長（河戸光彦君） 一般論といいたしまして、合規性の観点からの検査に当たりましては、関係法令等を所管している府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容を検討したりするなどした結果、会計検査院として、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなされていると判断される場合には、合規性の観点から指摘することもあり得ると考えております。これは、行政の支出が憲法違反か否かについて検討する場合であっても同様であると考えております。

## 7. 1閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

昭和47年政府見解

(国会提出資料)

卷之三

（前略）  
國際法上、國民は、いかなる英國の臣民だ、いかわゆる、臣民と被管な  
國民である外國に対する武力攻撃を、自衛が直接攻撃されていないにか  
かからず、突力をもつて而止することを當然化されるべき責任を負し  
てゐる。されど、留連者等は、日本との和平を約  
定する、日本國とトマニカ合意回の日本國に對する暴力的手段を併用せ  
ば、大抵は日本國とシテ、ヨリ社会主義共産國との共同回の日本國とシテ  
規定せし、この留連者の原則を宣明したものと思われる。ヤレバ、古國  
古國政治上の英國的自衛権を有してゐるに付、留連國民であるに付、留連  
當然と云ふべきなり。

どういひで、政府は、從來から一貫して、「我が國は國際法上、わらるる禁  
制的自衛権を有してゐる」として、國體の保護としてこれを行使するだ  
とは、憲法の認可する「自衛的防衛の限界」をこえるものであつて許されぬ  
ことの立場にたつてゐるが、これは大のようないふべき事である。

國體は、其れを守るために、何事にでも參る敵を被殺し、さわゆる威  
力の保持を終止してゐるが、歴史に於いて「全世界の國民が、……平  
和のうちに生存する権利を有する」などと記載し、また、第一回衆に於  
て「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利」としては、  
「國政日一二」、最もその尊重を必要とする」旨を定めてゐることある。  
わが國が必ずしも存立を全うし國民が平和のうちに生存することを叶  
ふが為してゐることは明らかでありて、西國の平和と安全を維持せ

出典：政府資料より小西洋之事務所作成 平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新進国会 小西洋文

出典：平成26年7月1日国家安全保障会議決定・閣議決定及び政府資料より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

昭和47年政府見解

(原議)

御高秋乞御之書

卷之三

第三章(C) 日本国ヒアリカ合衆國ヒト向リ相互間カ安全  
保障条約 前文並ヒ日本英國ヒトシテ社会主義其和  
連邦  
國ヒアリ共同宣言 3ノノ般の體裁ヒトシテ國際法の原則

(一) 第一次英米(昭和二年九月二十四日)にテリウ水没後復興請求資料  
（参考）  
国際法上、國家は、二門中々其の國的自衛権行使の限り、自  
己と並んで關係に方々外國に対する武力侵奪を、自國の直  
接攻撃等として、いかにいかで行うか、実りをもつて阻止すること  
が正当化されると、その地位を有して、あるものとするべし。

之の植置は、在日赤旗を排除するためとされ、最も最初  
限度の範囲にとどめられることである。まことに  
15、内閣憲法の下で武力行使を行ふと、これが許され  
れば、内閣は領事外交開港に対する急迫不正手  
侵害に対する場合に限りして、してはいた。他  
に如えりに武力攻撃を阻止するに至る内  
閣の実現的自衛権の行使は、憲法上許されないと  
考へられる。

は解せぬ。しかし日本は、だれかヒントで、軍和主義を  
基本原則とする帝國政府にうづき、自衛の権利を  
無制限に譲りてはゐる。解せぬ、ひやうつて、それ  
は、あくまで外國の武力威嚇によつて国民の生命、自由  
及び幸福追求の権利が根底からぐつかえられたとす  
る。急迫不正の事態に対する、國民のこれラーリ放  
利を守るために正義を得るは、措置として上じてて廢認

上集國の自衛権を有して、おどしても、國故の名物として  
これを行使することは、憲法の容認下り自衛の権體  
の限界をこえむのであると評されば、どう立場ににつ  
ておれ、これは次りよりは序文前に書くこととする。  
憲法第114条 同條に、内閣は國体を被棄し、  
内閣は職務を休止して、外相、前文に記す。

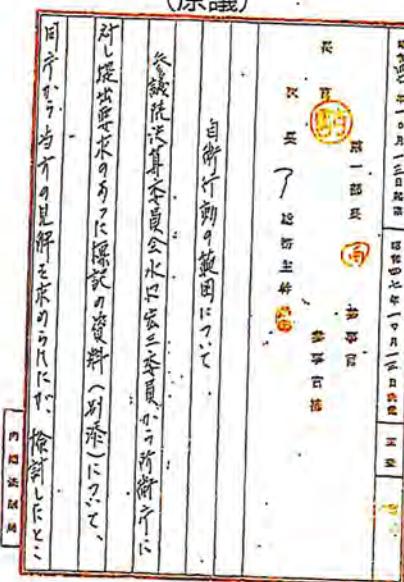
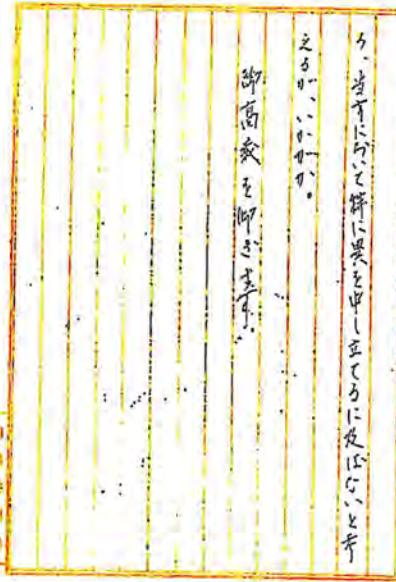
典：昭和47年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原稿資料より小西洋之事務所作成  
成29年3月8日参議院予算委員会民進党・新緑風会 小西洋之出典：昭和47年政府自解



舊聞「集國的自衛舞女想定外」

**本誌** 貿易が依頼する「72年政府見解」  
作成の主務相辰長吉(左)が露口

出典：国会図書館提供資料（週刊朝日8月28日増大号）より小西洋之事務所作成



防衛庁政府見解

(原議)

步前院水口三歲自平其首科

## 自衛行動・巡回

- 憲法第9条の二に於いて許容される自衛権の範囲について、政府は、従来からいわゆる自衛権範囲の3要件（わが国に対する危迫不正な侵害があつたこと、ニア端末に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の威力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られるとした解をしています。
  - わが国に對し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度について、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに對処する場合であっても、ニヨニヒは、自衛権の限度をこえたものではなく、憲法の禁止するところとはならぬ。この場合、自衛行動ができる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応じるものであり、一概にはいえどいか、自衛権の行使に必要な限度内外の公海、公空に及ぶことができるものと解しています。
  - いわゆる「海外派兵」について、左の用語が明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条の二に付ける自衛権の範囲との関連で問題とされてきたものであるので、このうち本

出典：昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料「自衛行動の範囲について」（防衛庁）に関する内閣法制局資料より小西洋之・小林信一郎著  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新進国会 小西洋之

出典：政府資料及び週刊朝日（2015年8月18日増大号）より小西洋之事務所作成 平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

船員から、一応、「海外派兵は、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国へ侵領、領土に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないと解している。

- 4 わかに付して該導彈等による攻撃が行はれた場合、その場合においてもそれを想して自滅を待つべしという比喩的法の趣旨とすこしうちは解し得ず、そのような攻撃を防ぐために色々心得を得たいいは最も少く限度の措置をとること、たゞいは、該導彈等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認がれれば限り、該導彈等の基礎をたたくことは、法理的には自衛行動範囲に倣れ、憲法上、可能であるといふべきものである。

5 さて參議院決算委員会における水口議員の質問は、山上のような憲法第9条から許容していい自衛行動の範囲について、その具体的な用例が個別の場合にどうであるかを明確にされたいとの趣旨かと思われるが、現実の事態においては、まずは法範にわたり、その後は國際情勢、敵方攻撃の手段・態様等により判断別であり、限られた条件のみを仮設して論することは適当でないと思われる。一方、具体的な自衛行為の範囲は、自衛権の防衛出動という形で行なわれるので、国会の二審議を経うという手順が用意されており、最終的には内閣総理大臣が判断する。

4

日本で最も多く見られるのは、アーチ型の筋肉性筋膜炎である。これは、筋膜に筋肉が付着する部位で発生する筋肉的筋膜炎である。筋膜は筋肉を包む繊維組織で、筋肉の運動を支える重要な構造である。筋肉が筋膜に付着する部分では、筋肉の収縮によって筋膜が引き寄せられ、筋膜が過度に張り、炎症や痛みが発生する。筋膜は筋肉の活動によって常に伸展と収縮の運動を行っているが、筋肉の活動量が多い場合や筋肉の活動が不規則な場合は、筋膜の負担が増加し、筋膜炎の原因となる。筋膜炎は筋肉の活動による筋膜の過度な張力や炎症による筋膜の損傷によって発生する。筋膜炎は筋肉の活動による筋膜の過度な張力や炎症による筋膜の損傷によって発生する。

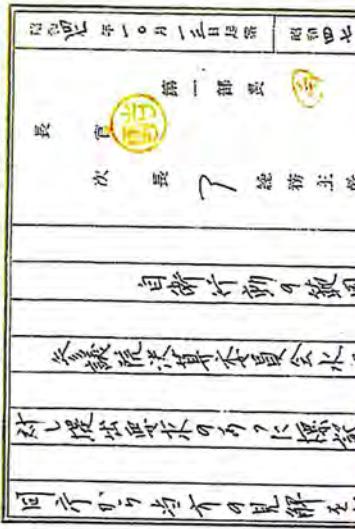
國學真傳

出典：政府資料より小西洋之事務所作成

平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋二

## 防衛庁 政府見解 (内閣法制局10月13日協議決裁)

## 昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)



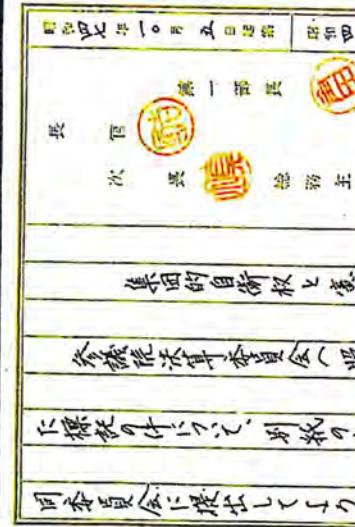
参議院水口宏三議員要求資料

防衛庁

47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動について、政府は、從来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略)に該当する場合に限られると解している。

出典：内閣法制局の資料



参議院議員に対する～



出典：内閣法制局の資料

此典：国会図書館提供資料（平成28年9月19日朝日新聞社説）より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之



出典：政府資料及び平成28年9月19日朝日新聞社説より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之



©朝日新聞社 2016年  
2016年(平成28年)  
9月19日  
月曜日  
敬老の日

東京新聞

-14-

2016.7.1 共同通信 全国配信

## 崩される「立憲主義」

## 危機感持二て投票を

出典：国会図書館提供資料（平成28年7月1日宮崎日日新聞社説）より小西洋之事務所作  
平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

出典：平成28年9月20日東京新聞社説及び平成28年7月1日宮崎日日新聞より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之